

小野町特定地域生活排水処理事業経営戦略

団 体 名 : 小野町

事 業 名 : 特定地域生活排水処理事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成22年度	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	令和6年4月1日
処理区域内人口密度	79.88人/km ²	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無し
処 理 区 数	1地区(全域)		
浄化槽設置基数	公共浄化槽等整備推進事業 249基(令和元年度末)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	地理的条件により、町内全域を整備対象としています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	使用料	5人槽 3,630円 7人槽 4,950円 10人槽 5,280円 11人槽以上 5,280円に10人槽を超えた部分に人槽当たり550円を乗じた額を加算した額			
業務用使用料体系の 概要・考え方	同上				
その他の使用料体系の 概要・考え方	同上				
条例上の使用料*2 (20m ² あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	4,860 円	実質的な使用料*3 (20m ² あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	4,860 円
	平成30年度	4,860 円		平成30年度	4,860 円
	令和元年度	4,950 円		令和元年度	4,950 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	1名
事業運営組織	地域整備課 12名 —合併浄化槽担当職員 1名(他の業務兼務) —その他業務担当職員 11名

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	公共浄化槽等整備推進事業で整備した合併浄化槽の維持管理業務(保守点検・清掃)を民間事業者と業務委託契約を結んでいます。
	イ 指定管理者制度	—
	ウ PPP・PFI	—
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	—
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	—

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

令和2年度に策定した、令和元年度決算「経営比較分析表」を添付しております。
法非適用事業のため、該当数値のない項目があります。

2. 経営の基本方針

小野町では、町内全域を対象として公共浄化槽等整備推進事業による合併処理浄化槽の整備を推進しています。

○適正な事業計画を財源確保

合併処理浄化槽の整備と維持管理を今後も引き続き継続していくため、これまでの建設投資による公債費の償還や維持管理費の増大を踏まえ、財源を確保することが必要になります。初期に整備されたものは共用から10年以上を経過しているため、適切な修繕等を行い長寿命化を図ります。

○収入確保と負担の適正化

今後、人口減少による使用料収入の減少が想定されるため、維持管理費分を使用料収入で賄うことを目標に料金体系の見直しを適時検討するとともに収納率の向上に努めます。また、一般会計からの繰入に依存していることから、負担の適正化を図ります。

○事務事業の見直し

人員削減による兼務化が進むため、事務処理の標準化や技術職員の育成等に取り組み、業務の効率化を図ります。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

平成22年度に浄化槽市町村整備推進事業(現公共浄化槽等整備推進事業)による供用を開始し、令和元年度末時点で249基の合併処理浄化槽を整備しています。今後も引き続き同事業にて、年間30基程度の合併処理浄化槽の設置を見込んでおり、汚水処理人口普及率の向上に努めます。

② 収支計画のうち財源についての説明

- ・財源の目標に関する事項
一般会計からの繰入を抑制するために使用料収入の確保と地方債の発行を計画しております。
- ・使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項
人口減少による今後の使用料収入増は困難と考えますが、合併処理浄化槽の設置基数増による増収に努めます。
- ・企業債に関する事項
建設改良費については、下水道事業債と過疎対策事業債を発行可能額の2分の1ずつ発行する計画としています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

公共浄化槽等整備推進事業で整備した合併処理浄化槽の維持管理に要する経費として、経年劣化に対応する修繕料等を見込み前年度比5%増で計上しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	必要に応じて検討します。
投資の平準化に関する事項	必要に応じて検討します。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	必要に応じて検討します。
その他の取組	必要に応じて検討します。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	必要に応じて料金改定を検討します。
資産活用による収入増加 の取組について	必要に応じて検討します。
その他の取組	必要に応じて検討します。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	必要に応じて検討します。
職員給与費に関する事項	必要に応じて検討します。
動力費に関する事項	必要に応じて検討します。
薬品費に関する事項	必要に応じて検討します。
修繕費に関する事項	必要に応じて検討します。
委託費に関する事項	必要に応じて検討します。
その他の取組	化促進、収納率向上など、財源確保につながる経費について費用対効果を検証しつつ取り組んでいきま

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	令和5年度までに法適化への移行を計画しており、移行後に改めて事後検証を行い、更新を行う予定です。
-------------------------	--

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	
収 益 的 収 入	1	総 収 益 (A)	27,531	29,134	33,765	35,642	35,484	36,741	38,478	40,231	42,098	44,532	47,047	49,580	
	(1)	営 業 収 益 (B)	15,784	17,025	18,741	20,123	21,821	23,904	25,987	28,070	30,152	32,235	34,318	36,401	
		ア 料 金 収 入	15,782	16,910	18,739	20,121	21,819	23,902	25,985	28,068	30,150	32,233	34,316	36,399	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他	2	115	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	(2)	営 業 外 収 益	11,747	12,109	15,024	15,519	13,663	12,837	12,491	12,161	11,946	12,297	12,729	13,179	
		ア 他 会 計 繰 入 金	11,747	12,109	15,024	15,519	13,663	12,837	12,491	12,161	11,946	12,297	12,729	13,179	
		イ そ の 他													
	収 益 的 支 出	2	総 費 用 (D)	17,981	19,183	23,821	24,947	27,050	28,838	30,671	32,513	34,361	36,212	38,065	39,919
		(1)	営 業 費 用	17,739	18,990	23,674	24,849	26,998	28,811	30,658	32,507	34,357	36,208	38,061	39,915
			ア 職 員 給 与 費	5,079	5,049	6,711	6,739	6,739	6,739	6,739	6,739	6,739	6,739	6,739	6,739
			うち 退 職 手 当												
			イ そ の 他	12,660	13,941	16,963	18,110	20,259	22,072	23,919	25,768	27,618	29,469	31,322	33,176
		(2)	営 業 外 費 用	242	193	147	98	52	27	13	6	4	4	4	4
		ア 支 払 利 息	242	193	147	98	52	27	13	6	4	4	4	4	
		うち 一 時 借 入 金 利 息													
	イ そ の 他														
3	収 支 差 引 (A)-(D) (E)	9,550	9,951	9,944	10,695	8,434	7,903	7,807	7,718	7,737	8,320	8,982	9,661		
資 本 的 収 入	1	資 本 的 収 入 (F)	22,652	32,539	38,996	39,446	52,508	52,508	52,508	52,508	52,508	52,508	52,508	52,508	
	(1)	地 方 債	5,900	8,800	9,600	9,800	13,300	13,300	13,300	13,300	13,300	13,300	13,300	13,300	
		うち 資 本 費 平 準 化 債													
	(2)	他 会 計 補 助 金	5,800	8,800	9,600	9,800	13,200	13,200	13,200	13,200	13,200	13,200	13,200	13,200	
	(3)	他 会 計 借 入 金													
	(4)	固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5)	国 (都 道 府 県) 補 助 金	4,452	7,939	12,296	12,346	16,008	16,008	16,008	16,008	16,008	16,008	16,008	16,008	
	(6)	工 事 負 担 金	6,500	7,000	7,500	7,500	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
	(7)	そ の 他													
	資 本 的 支 出	2	資 本 的 支 出 (G)	41,387	45,549	49,620	50,434	60,057	58,397	57,705	57,039	56,601	57,319	58,200	59,119
		(1)	建 設 改 良 費	28,216	31,969	35,173	35,242	47,312	47,312	47,312	47,312	47,312	47,312	47,312	47,312
			うち 職 員 給 与 費												
		(2)	地 方 債 償 還 金 (H)	12,593	13,580	14,404	15,191	12,745	11,085	10,393	9,727	9,289	10,007	10,888	11,807
		(3)	他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4)		他 会 計 へ の 繰 出 金													
	イ そ の 他	578		43	1										
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 18,735	△ 13,010	△ 10,624	△ 10,988	△ 7,549	△ 5,889	△ 5,197	△ 4,531	△ 4,093	△ 4,811	△ 5,692	△ 6,611		

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
収支再差引 (E)+(I) (J)	△ 9,185	△ 3,059	△ 680	△ 293	885	2,014	2,610	3,187	3,644	3,509	3,290	3,050
積立金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	15,648	6,463	3,404	2,924	2,631	3,639	5,600	8,282	11,568	15,339	19,004	22,481
前年度繰上充用金 (M)												
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	6,463	3,404	2,724	2,631	3,516	5,653	8,210	11,469	15,212	18,848	22,294	25,531
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実質収支 (N)-(O)	6,463	3,404	2,924	2,631	3,516	5,553	8,210	11,469	15,212	18,848	22,294	25,531
赤字比率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	90	89	88	89	89	92	94	95	96	96	96	96
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	15,784	17,025	18,741	20,123	21,821	23,904	25,987	28,070	30,152	32,235	34,318	36,401
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地方債残高 (X)	79,718	74,938	70,134	64,743	65,298	67,513	70,420	73,993	78,004	81,297	83,709	85,202

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
収益的収支分	11,747	12,109	12,826	15,519	13,663	12,837	12,491	12,161	11,946	12,297	12,729	13,179
うち基準内繰入金	242	193	147	98	52	27	13	6	4	4	4	4
うち基準外繰入金	11,505	11,916	12,679	15,421	13,611	12,810	12,478	12,155	11,942	12,293	12,725	13,175
資本的収支分	5,800	8,800	9,800	9,800	13,200	13,200	13,200	13,200	13,200	13,200	13,200	13,200
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金	5,800	8,800	9,800	9,800	13,200	13,200	13,200	13,200	13,200	13,200	13,200	13,200
合計	17,547	20,909	22,626	25,319	26,863	26,037	25,691	25,361	25,146	25,497	25,929	26,379